

金子操

南洋協會臺灣支部

爪哇の糖業政策及糖業機關

14. 5-80



190

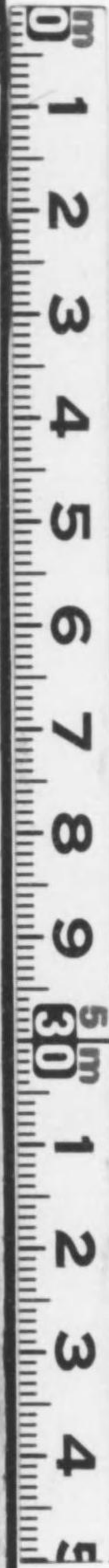
45

叢書第四八卷



14.5

80



始



凡例

- 一、本調査書は、臺灣總督府技師土井季太郎氏が、爪哇出張中獲たる材料に基き編述せるものである。
- 一、本調査書の校正は、調査課内職員の擔當に係るものである。
- 一、本書は、臺灣總督官房調査課に於て閲覽の便を圖り、印刷せるものをば翻刻の許可を得て印刷し、會員に配布せんとするもので公刊せんとするものではない。

昭和三年三月

南洋協會臺灣支部

爪哇の糖業政策及其の糖業機關 目次

第一章 緒言

第二章 爪哇人の開拓

第三章 爪哇糖業政策の變遷

第四章 爪哇の糖業政策

第五章 爪哇の糖業政策の變遷

第六章 爪哇の糖業政策の變遷

第七章 爪哇の糖業政策の變遷

第八章 爪哇の糖業政策の變遷

第九章 爪哇の糖業政策の變遷

第十章 爪哇の糖業政策の變遷

爪哇の糖業政策及其の糖業機關

第一章 緒言

爪哇の糖業は沿革古く、従つて幾多政策の變遷を経て今日の隆盛を來し、組織的糖業發達の經路世界に範とするに足るもの多し。

茲に其の糖業政策の經過を尋ね、其の真相を究むることは頗る興味あることにして、特に我か臺灣糖業の参考に資する處尠からざるへし。

現時の爪哇糖業政策を視るに、直接糖業の保護を目的とするものは何等認むること能はず。

爪哇に於ける間接的糖業政策は、工場並に土地法に於て特色を見出し得べく、之れに依れば、表面上に土人保護を目的とし、敢て糖業の保護を目的とせざるに似たれ共、事實は之れに反し、此等法令の爲めに爪哇糖

業の經營を安定にし且つ合理的ならしめ、加之土人の國民性並に沿革的影響等を考察すれば、此等法令か何等爪哇糖業に對して痛痒を感せしめざるのみならず、却つて糖業者の自助的活動を促し、豊富なる天恵と相俟つて益々健全なる發達を遂けしめつつあり、以下之等の點につき詳述せん。とす。

第二章 爪哇人の國民性

爪哇人の國民性を形成せしむるに與つて力あるものは、自然の感化と歴史の影響なり。

爪哇に於ける天恵の豊富なる世に其の比を見ざるへし。先づ國土の豊沃なること、太陽の恩恵の大なること、四季の變化の少きこと、颱風のなきこと等之れなり。國土の豊沃なる結果は少なる勞力を以て充分なる收穫を得べく、食料の脅威を受くること稀なり。四季の變化少なき故に思想單調にして平和なるべく、身に纏ふものはサロン一枚にして充分なり。颱風な

ければ住家は簡にして足るべく、竹の柱に椰子の葉を以て葺き、竹の綱代を以て壁の代用とす。斯くて生活の根元たる衣食住の脅威に襲はるることなき結果は、一般に遊惰にして理想なく、慾望はあれ共直接的にして、自制心を缺くを以て、其の日暮しに依り満足しつゝあり。従つて今日の収入の幾分をして明日に備ふる等の考慮をなすことなく、金の囊中に在る間は勞働をなさざる習慣なり。されは、土人使役に當つて其の能率を増さんか爲め、奨励金の如きを與ふるごきは、假令半日を剩すと雖も一日の収入を得は匆々にして職を捨て、歸り、却つて其の能率を減殺する結果となること言ふ。

如斯は、憐惻なる支那系統の人種に就ては想像たもなす能はざる處なり。惟ふに現在爪哇人の憐なる生活状態にあるは、全く斯かる自然の恩恵に甘へたる結果にして、之れか矯正は教育によりてさへ難事なりとせらる。

而も、和蘭政府か土人の直接的保護政策をぐるに拘はらず、却つて國民

性の根本的矯正に敢へて努力を拂はざるは如何なる故にや。

以上の如く、爪哇人の國民性は遊惰にして自制心なきも、平和にして事を起すを好まず、自然に甘夢中に迷へるか如きものなるを以て、統治上には誠に都合よき國民たるのみならず、歴史は更らに之れを力強くせる感あり。即ち一は宗教の力によること、二は爪哇の歴史か殆んど永續的の征服史なること之れなり。

即ち、初め爪哇人が紀元五、六世紀の間に於て「ヒンズウ」人によりて征服せらるるや、「ヒンズウ」人の有せる「ヒンズウ」教は全土を風靡せり。抑も「ヒンズウ」教は階級の觀念強き宗教にして、僧侶、軍人、農商工、奴隸の四階級は嚴然として存したるを以て、被征服者たる地位と此の宗教の感化によりて、爪哇人は益々階級意識の注入を受け、階級の觀念今尚ほ存在し、征服者に對する敬意は、恰も王者に對する如く、絶對に服従をおしまさるなり。「ヒンズウ」に遅れて入り來りたるは平等主義の佛教なりしか、種々

の佛蹟に依れば、爪哇に於ては「ヒンズウ」教と佛教とはよく融合せし爲め、「ヒンズウ」教の階級觀念は何等打破せられさりき。最後に征服せしを回教なりとす。劔か、「コーラン」か、貢か、の三大唱名は如何に爪哇人の腦中に刻まれしやは明かにして、其後和蘭人の支配を受けたるも、彼の傳統的植民政策として宗教に無關心なる結果、今尚ほ回教は全島を風靡し、其の感化を全土人に與へたるや大なり。次いで爪哇を征服したるは歐人にして、就中、蘭、英兩國なりとす。其の動機は香料を獲得し、以て貿易上の利益を得んか爲めに根據地を占むるにありしか、一六〇二年東印度會社をバタビヤに設立せし以來、常に爪哇は歐人の支配を受け以て今日に至れり。而かも其の間に多少の内亂ありしと雖も、大體に於てよく從順に統治を受けたるは、一に歴史並自然的還境か傳統的國民性の服従の感念を形成せる結果にして、此の點に於ても爪哇は理想的植民地なりと稱して憚らざるものなり。

之れを以て爪哇に於ける凡ての政策は、該國民性を基調として考察すへ

きものにして、糖業政策に於ても單に表面上より皮想の觀察を下す能はざるものなりとす。

六

第三章 爪哇糖業政策の變遷

(A) 強制耕作以前の糖業政策

一六〇二年和蘭政府は貿易上の利益を獨占せんか爲め東印度會社を設立し、之れに絶對の權限を附與せり。其の目的は東洋の産物を歐洲市場に齎らし、貿易上巨利を博せんことに存したりしか、一六三七年爪哇産糖壹萬擔を輸出し多大の利益を收めたるを動機とし、會社自ら糖業を營み、一方支那人に製糖業を奨勵し、之れか生産を一手に收納して只管收利に汲々たりき。之れを以て東印度會社時代の糖業は營利を目的としたるものにして、一貫したる糖業政策と言ふべきものなかりき。即ち或る時は工場設立に建築材料を與へ、前貸の資金を十年賦にて貸與し、以て糖業を奨勵したるこ

とあり。或は之れに反して多大の生産は市價の低落を招致するの故を以て、工場の数限定し又は生産を制限したることありき。

次て東印度會社は多大の負債を和蘭政府に残し二百年にして倒れ、其後爪哇は一時英國の統治に移り、再び和蘭の領に復歸するに至りしか、此間に於ける糖業政策は又常に變更せられて一定ならず、時に生産糖の自由販賣權を附與せらる事ありしも、大なる發達をなすに至らず、僅かに産糖數萬擔に過ぎざりき。かくて和蘭に復歸してより十年後、即ち一八一六年 (*du Bus de Quisgenes*) 總督來任するや大いに糖業の振興を計り、前貸制度を採用して糖業を奨勵せしを以て、一八三〇年に於ては四箇年間に五倍する産糖を擧げ、實に十一萬擔に近き生産を見るに至れり。

(B) 強制耕作時代の糖業政策

一八三〇年有名なるファンデンボツシュ氏 (*Nan den Bosch*) 蘭領印度總督として來任するや、政廳竝に和蘭本國の財政窮乏を救濟する爲めには、

七

爪哇の豊土より多大の生産を擧ぐるに若くはなしとし、從來土人の慣例に基き村落を單位とし、其の村落の所有地の五分の一に對し政府の指定する作物、即ち之れを收穫して歐洲市場に齎し有利に販賣せらるる作物、例へば珈琲、藍、甘蔗等を栽培せしめ、之れが指揮監督は官吏の手によりてなさしむること、せり。而して甘蔗耕作に就ては製造工業と關聯せるを以て、先づ製造業者に對し政府は工場設立に要する資金を貸與し、其の生産せらる、砂糖は、一定の價格を以て製糖業者より政府に納めしめて自由處分を許さず、且つ土人は砂糖製造に要する勞力、燃料竝に運搬、牛畜の供給等を製糖業者に對してなさ、るへからさる事とし、一方此れが代償としては政府は土人に對して賦役を免除し、且つ收得したる砂糖價格が從來賦課せられたる地代よりも高き時は、相當額を土人に拂戻さ、ること、せり。

強制耕作創設時代の糖業は、他の珈琲等の如く、にわかにか多大の効果を擧ぐることはさりしも、其後規定に改正を加へて一定歩合以上の産糖に對

しては自由販賣を許したるにより、設備の改善を計り、歩留の向上に努めしかば、糖業は有利となり、工場數も増加し、従つて最盛期一八七〇年に於ては工場數九七に達し、三九、〇〇〇パウの耕地より二百五十萬擔乃至二百八十萬擔の砂糖を生産するに至れり。

爪哇に於ける強制耕作制度は、從順にして遊惰なる土人を使役して、自然の恩惠の豊なる沃土より最も迅速に富を收得する頗る効果ある方法にして、一八三〇年より一八七〇年に至る四十年間に本國政府に納付したる金額は八、九億盾に達し、よく當初の目的を達することを得たるも、元來此の制度は本國主義に出でたるものなれば、爪哇の辛苦は皆本國を培ふのみにして何等爪哇に残さるゝに非らず。加之本制度の最も缺點とする所は、該制度を勵行せしめんか爲に會長をして勸誘に當らしめ、栽培歩合を其の報酬として與へしかば、彼等は自己の収益に汲々として土人を強制して規定の五分一を超へ栽培せしめ、従つて土人の食料にも支障を來すこと、なり

しのみならず、遇々チェリボン、デマツク地方の大饑饉には、死屍累々として山野到る處に見出され、如何に強制耕作か土人を苦しめたるやを知らしめたり。此の時に當り、歐洲に於ては佛國革命に際會し、自由の高唱せらるゝ時なりしかは、和蘭本國に於ても強制耕作は非難の的となり、遂に一八七〇年漸次之れか廢止をなすに至れり。

以上の如く強制耕作制度は兎角の非難はあれども、爪哇の人爲竝に自然の力を科學的管理方法により最も有効に利用し、富の生産をなさしめ、よく爪哇人をして農業上の教養をなさしめ、産業の發達の一動機を與へ、之れを完成せしむるに與つゝの力ありしものと言ふべし。特に生産工業として複雑なる糖業にとつては、此の有力なる保護政策がよく其の發達を助長し、以て今日の隆盛を來せる因をなせるは、爪哇産業史上特筆大書すべき事なりと謂ふべし。

(C) 強制耕作以後の糖業政策 II 自由主義採用

強制耕作の解除に當つて、直ちに複雑なる糖業組織に自由主義を實行するは危険なるを慮り、政府は一八七九年迄は其の階梯として、一時其の直接の干涉は甘蔗栽培に止め、製糖業者の必要なる土地及勞力は相當の代償を以て土人より供給せしめ、作業の順調を期したりしか、一八七九年後に於ては十三箇年計畫を以て毎年其の公定面積の十三分の一を解除せしめ、斯くて一八九一年を以て全然製糖關係は糖業者の自由經營に一任し、茲に糖業政策は純然たる自由主義を採用せらるゝに至れり。

其後爪哇糖業は內的外的幾多の困難に遭遇したりしも、自助的努力により糖業者協力之れに當り、且つ科學的研究を實地に應用して此等幾多の困難を排除し、以てよく今日の隆盛を齎すに至れり。

第四章 現時の糖業政策

爪哇糖業は、強制耕作制度によりて其の形態を形成し、次て自由主義に

よりて眞の發達を來せること前述の如し。而して、現時の糖業政策は大體に於て其の自由主義の時代に於けると大差なけれども、今少しく詳細に互りて之を記述せんぞす。

現時の爪哇糖業政策は、直接的には特色を認め難く、一つに土人保護に立脚せる間接的のものなりとの一言に之れを盡し得へし。尙ほ詳言すれば、糖業自體を保護助成する政策としては毫も之なくして、反對に糖業を掣肘するに似たり。其の主なるものは一つは工場令にして他は土地法にありとす。

(A) 工場令 全部又は一部借地又は買収契約の基礎に立脚せるもの、農園に關するもの。

一八九九年制定、其後一九〇五年、一九一一年、一九一二年及び一九一六年に變改す。

注意、以下工場とは廣義の工場を指し、狹義の建物機械設備を示すもの

にあらず。

(附録工場令掲載)

本令の要旨、製糖工場の設立は土人の産業に重大なる影響あるを以て、之れか濫設を防止する爲め許可主義を採りたるものにして、之れか爲めには、最大植付の面積の指定、原料採取區域の指定を爲す。

(イ) 最大植付面積の指定 元來本令は、爪哇に於ては糖業の相當發達せし、一八九九年に發布せられしものなれば、本令發布前已に創設せられたる工場竝今後創設せらるる工場に對し夫れ々々別々に制定せられ居れり。即ち本令發布當時既設の工場に就いては、本令の制定せられたる年度及び其の前行年竝其後續歷年を含む三箇年の期間内に工場の有したる最大植付面積に従ひて、該工場の最大植付面積は決定せられたり。而して、本令制定後の出願にかゝるものは、下に述ふる該工場區域内の部落毎の水田の五分の一以下に於て適當に指定せらる。

(ロ) 甘蔗植付區域の指定 之れに對しては特に明文なきも、工場設立を
出願する場合に於ては、原料を獲得する地域の明細を具して地方長官を經
て内務省長官に出願するものにして、許可に當つて最大植付面積の指定と
同時に、其の地域をも併せて指定せらるゝものなれば、採取區域と見做し
て差支えなきものなり。然れども、臺灣の制度と異り、工場は區域内の耕作
者に對して何等の責任を有することなく、土人の耕作したる甘蔗は引取る
義務なきのみならず、許可を得るに非されは之れを買取ることさへなし能
はざるなり。

之れ爪哇は土地借入による自作を主とするものにして、之等は臺灣の採
取區域制度とは大いに趣を異にする處なり。

(一九二三年、第四六四號の府令)

(ハ) 工場許可に對する審議條項

工場設立の出願に對し、内務省長官は下の條々を調査す。

- 一、甘蔗耕地の面積か地方水田面積の五分の一以内なるや、
- 二、關係地方に於ける米の收穫量か地方人口に對し不足せざるや、
- 三、關係地の灌漑用水量か、製糖工場設立の爲めに水田灌漑に影響せざる
や、
- 四、小作料及勞働賃銀か其の水田及勞力に對して適當なりや、
- 五、製糖工場設立か現に存在する他の各種の産業を阻害する慮なきや、
等を調査し、支障なしと見たる場合は、次の如き許可條項を付して設立の
許可を與ふるものなり。

(二) 製糖場設立許可條項

政府か製糖工場設立許可を爲すに際し、之れに大要下の如き條件を附し
て工場を監視し、傍ら土人の保護に努め居れり。即ち、

- 一、假令内務省長官より工場設立の許可を得るも、土木省長官より用水の
使用許可を受くるに非されは無効なり。

- 二、許可の日付後三箇年以内に、生産原料處分に充分なる能力を有する工場を建設し、政府指定の面積に達する植付を完了せざるへからず。
- 三、原則として區域外の採取を許されず。
- 四、前年度に甘蔗耕作を見たる土人よりの借地に於て、本年度甘蔗を植付くるを得ず。

即ち前々年に植付たる土地には、本年植付くること能はさる次第なれば、三年目以内の甘蔗作は出来ぬこととなる。

- 五、新園の灌溉水は、土民の利益を損傷せざる場合に於てのみ得らるゝものとする。又分配を受くる費用及び之れか設備は會社の負擔を以てせらるることを要求せらるゝことあり(附録工場許可條項参照)。

(ホ) 爪哇の工場令と臺灣の製糖場取締規則との比較

爪哇の工場令は、製糖工場のみを制限せるものに非ずして、煙草、藍、珈琲等凡て土人よりの借地又は買収契約の基礎に立脚せる農園に適用せらるゝも

のなれば、國有原野を租借して經營する製糖工場は此の範圍外なりとす。今本令を臺灣製糖場取締規則と比較せんに、爪哇の工場令は土人保護を基調として製糖工業を監督せるに對し、臺灣製糖場取締規則は糖業正面より監督をなし、之れか堅實なる糖業の基礎を確立せしめ、延いて區域内一般の利益を計り、共存共榮を目的とし、結局歸着點は同一なれども、行き方を異にするものなり。尙ほ詳言すれば、製糖工場設立に當つて彼我共に許可主義を採ると雖も、爪哇は其の工場の設立か土人の生業に如何なる影響あるやに就き詮議し、我臺灣は製糖工場の設立は安全なる糖業を經營し得るやにつき詮議をなす。即ち行き方表裏の關係あれども、是れ土地法國民性の相違より來る現象にして、歸着する處は同一なるべきものなり。何ごなれば、製糖工業の如き農業的工業に在りては、生産竝に勞力等其の周圍の住民と至大の關係を有し、其の事業の盛衰か其の住民の生活の消長に影響を與ふる大なるへければなり。

次は原料採取區域にして、工場許可に當つて指定を受くるは彼我軌を一にせりと雖も、爪哇に在りては最大植付面積を指定して、多大の植付により土人の食料に脅威を與へざる様注意を拂へり。

臺灣に在りては、斯る植付面積を制限せざるも、原料を消費する工場有能力及爾後の能力擴張につき嚴重なる監督をなし、以て區域内の生産と工場消費との均衡を保つことに注意を拂ひ、一方區域内外の原料搬出入を取締り、之れが實行の完全を計り、以て堅實なる糖業の經營を期せり。而して、爪哇に於ては借地による自營農園なるにより、工場は區域内に對し何等の義務を負擔せざるに反し、臺灣に在りては工場は區域内に生産せられたる甘蔗を相當の代償を以て引取をなす義務を負ひ（設立許可條項に於て）、且つ甘蔗の改良生産の増進を圖り、蔗農に對する金融、蔗作に必要な物資の供給に努むる義務を負ふ。蓋し區域内の生産甘蔗を獨占せる當然の義務にして、區域内の住民の利益は間接に工場側の利益となる巧妙なる作用なりとす。

凡そ甘蔗の如き貯藏に堪へざる大量の原料を以て經營する農業的工業は、區域制度によるを最上の生産組織の方法なりと言ふへし。

以上述べたる工場許可に關する事項に就ては、彼我表裏の相違はあれども、實質上大なる逕庭なきに似たり。

然れども茲に特筆に値する相違の點は、輪作を許可條項に於て強制せることにして、工場は「前年度に甘蔗の耕作を見たる土人よりの借地に於て本年度は甘蔗を植付くることを得ず」と言ふに在り。茲に「甘蔗の耕作を見たる」と「甘蔗を植付けたる」とは意味異り、少くとも前年度に甘蔗の耕作せられたる土地は本年度は植付をなすを得ざるの意にして、結局事實上三年以内の蔗作を禁止せる事となる。之れ亦土人保護より出てたるものにして、連續の蔗作は土人の土地使用を圓滑ならしめざるより來るものなるも、工場は之れによつて何等の痛痒を感せず、却つて合理的の蔗作をなし、能く今

日の如き立體的增收の實を擧げ、生産費の低減をなし得るは誠に羨望に堪へざる處にして、之れ全く爪哇の土地法竝に沿革、慣習及び國民性の然らしむる所にして、工場の土地借換等に何等支障を來さざる結果なり。

臺灣に於ける農業の改革の一つは輪作の勵行にあり、特に蔗作に就いては最も之を痛感するものなり。而して、蔗作の効果を擧げんには集團的輪作に依らざるへからず。此れ今後臺灣糖業を考究する重要な點なりとす。

此の點より言へば、現在實行中の嘉南大圳の方法は理想的なりと言ふべく、此れが實行には種々なる困難に遭遇することあらんも、これが成否如何は臺灣糖業將來に大なる影響あるものにして臺灣糖業の開発上其の成功に努力せざるへからず。

以上は爪哇の工場令と臺灣の製糖場取締規則との相違の大綱を述べたるものなり。次に尙ほ細部に亘りて其等の異なる點を擧ぐれば次の如し。

一、許可の取消を明文を以て列記し、本令中に定めたること。臺灣に於て

は許可條項に於て廣汎なる意味に於て附記せられ居るなり。

二、再審制度。出願が拒絶せられたる場合又は許可が取消されたる場合、

二、三箇月以内に於て再審を仰ぐことを得せられたり。

三、禁止區域の指定。土人の保護の必要より、總督は必要に應じて糖業の經營を禁止する地域の指定をなすことを得。

五、罰則に於て一時に罰金を課するものご、不法を行ひたる日數に應じて一日につき五十盾乃至五百盾の罰金を課すことあり。

六、法定住所。當該製糖場の存する州長官事務所内に其の製糖場の代表者の住所を選定したるものご見做す等なり。

(B) 土地法

爪哇の土地法は、其の根本を統治規則第六十二條に發し、土人農業保護に存す。而して、爪哇の糖業をして最も特色あらしめたるものは土地法に在るを以て、爪哇の糖業政策は土人保護に出發せることをうか、ひ知るを

得べきなり。

(イ) 現行土地法は一八七〇年恰も強制耕作の終末期に制定せられ、其後數度の改正ありて今日に至れり。其の要點としては、爪哇の土地は之れを一切國有とし、從來土人か世襲的に占有する土地には之れに所有權を下付し土人以外に讓渡を禁止せり。一方非土人は一切土地の所有を禁し、荒蕪地、未開墾地には必要に應じて正規の手續を経て七十五箇年以内の永租借權を附與す。而かも永租借權を下付し得るものは、和蘭臣民又は同住民若くは蘭領印度住民又は和蘭、蘭領印度に於て設立せられたる商事會社に限らる。之れを以て爪哇に於て製糖業を營まんとせは、永租借權を得て荒蕪地を開墾するか、又は土人の所有地を借地法によりて借入るゝか、又は土人の耕作せる甘蔗を買收するかに依らざるへからず。而して買收方法によるものによりては政府は土人保護の立場より之れを嚴重に監視し、毎年許可を受くるにあらざれば買收すること能はざるを以て、特別なる地域の外

は永租借地を事業地とするか借地によるかに殆んど限らるる状態なり。

(ロ) 借地令(附録参照)

爪哇に於ける製糖業は、土人の所有地を借地して農園を直營するもの大部分を占む。之れを以て、政府は借地令を制定して良く、土人保護に力を致せり。

借地期間は土地の種類によりて相違す。例へは公地にありては一箇年又は一收穫年、公地に非ざる水田に對しては三箇年半、同上乾地に對しては十二箇年、尙ほ鐵道、道路、又は水道布設に必要な土地に對しては共に二十五箇年以内の期間に亘つて夫々借地契約をなし得るものごす。而かも特別なる規定の許に於ては、公地並公地にあらざる水田に關しては二十一年半の範圍内に於て借地し得るものなれども、孰れの場合に於ても收穫期間即ち最高十八箇月後に於ては一先つ之れを原形に復して土人に返還せざるへからざるものごせり。

借地料給付の時期に關しては、土人は目前の金錢に眩惑するもの多く、之れに乗して前拂を以て廉價に借地の契約をなすを防止する爲め、二箇年以下の貸借ならば第十五箇月以前に借地料の前拂をなすを許さす。之れに抵觸する先拂は無効とし、之れに關しては返還の請求をなすを得ざるものとせらる。

又土地契約に當つては、證書の裏面に認めらる、覺書か、地方長官又は其の指定する官吏によりて確證せらるるにあらされは無効にして、確證拒絶の主なる場合は(附録確證の拒絶理由参照)、一村落の地域に屬する水田又は乾耕地の見積三分の一以上か「ウエストモンズーン」(即ち雨期にて水田米作の行はるる時季なり)の全期間又は其部分中土人の使用に供せられず。其の結果土民の利益が損傷せらる虞れある場合、換言すれば一般に村落の所有地の三分の一以上を借地する場合なり。

(ハ) 最低借地料(附録参照)

普通の借地期間は前述の如き制限あり。即ち公地に非ざる水田に於ては普通三年半の土地を許さるるか、若し借地人が最低借地料を土人に支拂ふ場合に於ては、特に二十一箇年半の長期に亘りて借地契約をなすことを得るものなり。

最低借地料の制定は、一九一八年借地令第八條に規定せられあり。而して、此れが規定の細則は總督決議第六八號によりて發布せらる。今其の要點を示せば、最低借地料の確定は土地の賃貸價值に従ひ州長官に依つて行はれ、其の標準は雨季と乾季に於ける其の水田の乾燥収平均總收穫より、收穫勞銀として其の六分の一並に左記を控除したる殘量の貨幣價值とす。

- 一、上記總收穫が乾燥収二十六擔以上なる時は十一擔。
- 二、該總收穫が二十六擔以下なるときは殘量の半分。而して、乾季に於て出来る限り同期間中普通の状態に於て、小作により獲得さるべき小作料を顧慮して最低五盾最高二十五盾の金額を定め、五盾の倍數とす。若し

全然耕作されざりし土地なるときは、之を二盾半とす。又、使用後土地を其儘返還する場合に於ては、蔗作の後に於ては之れか従前の通りに復する爲め最高十五盾を最低借地料に増加すべきものとせり。

次に、斯の如き地代を決定する米價等は變動するものなるのみならず、收穫も變化するものなるを以て、最低借地料に於ても五年毎に新に決定する要あり。かゝる場合に於ては、其の都度官報又は地方新聞に公示さるものなり。

最低借地料制定當時は歐洲戦争の末期にして、經濟界漸次好轉し、諸物價騰貴に向はんとせる際にして、而かも一旦決定さるれば五箇年据置かるものなれば、其後の暴騰に當りて却つて地代は安價なるを得、土人は何等利益を得ず糖業者も亦何等苦痛なかりしも、現時に於ては本令制定の結果、相当地代を高めたるは事實なりとす。然れども、爪哇に於ては甘蔗又は特別作物以外の耕作甚だ幼稚にして、敵作物の脅威を被ることなきは臺

灣と大いに事情を異にするものにして、之れ強制耕作の齎らせる糖業に對する間接の恩惠なりと言はさるへからず。

即ち爪哇に於ける土地は地味肥沃にして、自然の恩惠大なるは臺灣と同日の論にあらざるへし。例へば、爪哇に於ける甘蔗の甲當收量は平均一七〇、〇〇〇斤にして砂糖得量實に甲當二百擔を得へく實に臺灣の二倍乃至三倍に及ぶ。然るに米、玉蜀黍の如きは、實に哀れむべき状態にあるは旅行者の目を驚かすに足るものなり。即ち米作田は毎年四、二〇〇、〇〇〇バウにして、此の收穫の平均は一バウ當り四石八斗にして甲に當り七石に過ぎず、我臺灣は一作平均甲當り十石に當り、爪哇は僅かに臺灣の七割にあるは如何に其の栽培の幼稚なるかを伺ふに足るへし。之れ甘蔗は會社の自作にして其の管理宜しきを得たるに反し、農民の自作せる米は何等改良されざるによる。由來土人保護を高唱せる爪哇政廳か、土人の生活に大影響ある米作の改良政策を施さるは頗る不可解なる處なり。爪哇に於ける砂糖の生

産費の安價なるは勞力の安きこと、自然の恩惠の大なること、技術の發達進歩せしことによること多しと雖も、敵作物の發達せざる爲め、土地の使用料安價なることも一つの原因なるへし。而かも土地は土人の外に之を領有することを得ざる結果は、賣買の對象物として土地に對する興味少く、従つて土地の騰貴することなき爲め、其の地代の安價なることも一つの誘因たるへし。然れども不動産に對する愛着心なき爲めに永遠の慾望なき結果は、曳いて貯蓄心を消滅せしめたる重大なる原因にあらざるなきか。

(二) 王領地に於ける土地制度と土地自由解放問題

王領地とは「スーラカルタ」「ジョクチャカルタ」二州にして、王領地に於ける土地の全部は王の所有なり。元來爪哇に於ては、人民は土地に隸屬するものとなさる。従つて土地を借りたるもの又は土地を賜りしものは、同時に其の住民も之れに附隨するものにして、其の土地の耕作は土人之れに當るものなり。然るに、其の不合理なること勿論なるにより、政廳は土人

勞役雇傭關係を自由雇傭契約による勞役に改めんとしつつあり。之れか施行期間は五十年にして、一九一八年に始め第一回を五箇年とし、第二回を次の五箇年第三回を残りの四十年に完了せんとしつゝあり。之の結果、兩州下に於ける製糖業は借地料幾分低下するも、新に勞力費を要するを以て其の生産費を増加すべく、且つ一般の土地法の適用を受け從來に比し幾分制限を増すこと、なるへし。

(ホ) 土地制度による爪哇糖業の特色並に臺灣糖業との比較

爪哇に於ける土地制度か特色を有することは、已に縷述せる處なり。而して、糖業經營は土地關係に立脚せるものなれば、従つて爪哇糖業の特色あるは明かにして、現在爪哇糖業か土地法によりて如何に經營上惠まれたかあるやを知るに足るへし。即ち、土人の土地は村落共有地なるを以て、集團的に借入又借換を行ふこと容易なり。殊に爪哇土人は從順にして多年の抑壓に甘んじ、土地の貸付に就いてもよく工場側の要求に應ずるは、事實上の

強制耕作の存続なりと稱するも過言にあらざるへし。村落本位の土地貸入を便とする理由は、借入契約及手續の簡單なること、集團的の借地容易なることにして、如何に臺灣糖業者か土地の集團的借入に苦心を拂ひつゝ、あるやに想到せは、蓋し爪哇糖業か經營上便利を得つゝ、あるや思半に過ぎさらん。加之、已述の如く土地制度により、土地か賣買の對照物とならざる爲め土地の騰貴を防ぎ、従つて地代の騰貴せざることを、且つ土人作物の收穫率の低位なるため地代の安價なる等、益々爪哇糖業に利便を附與し屋上二屋を重ねる概あり。

此れを以て、爪哇糖業は土地に對する莫大の投資を節約し、而かも三年輪作を安定して合理的耕作の基礎を作り、且つ科學的研究になれる耕種法耕作法の改善によりて集約的農法を營み、立體增收の實を擧げ、以て擧げ得たる多大の利益は悉く糖業者の囊中に納め得べく、生産費の節減をなすことを得るものなり。近時爪哇に於ても思想問題に覺醒せる一部の分子あ

り。雖も、未だ一般の自覺容易ならざるは國民性の然らしむる處にして、當局も亦、最低借地法を制定して之れに備ふる處あり。然れども、爪哇糖業は之れによりて何等の苦痛を感ぜざるは已に述べたる處なり。

顧みて是れを臺灣糖業の現状と比較せんに、臺灣に於ては近年一般思想問題に關聯して經營益々複雑なるに鑑み、糖業者は原料の供給を自作農場に俟つを安全とし此の方針に出でんとするも、先づ集團的土地の買収容易ならざるのみならず、之れを合理的に三年輪換耕作せんごせは廣大なる土地を要し、到底經濟的に徹底して之れを爲し難く、且つ勢力問題に就いても今後不安の念を伴ふものあり。加之天候に基因する危険は、勿論經營者獨り之れを負擔せざるへからず。又土地借入による自作農場にありては、一時に多大の資金を要せざるも、土地借入の困難による地代の昇騰と休閑地に對する犠牲を忍はざるへからざる等、經營上困難なる點尠からず。以上の理由により、臺灣糖業の經營は依然原料を大體買収制に俟つものな

り。然れども、思想問題に關聯して買收價格の鈞上運動漸次擡頭せんとし、一方對抗作物たる米、甘藷等の耕種竝に耕作法の改善に伴ふ立體增收及一般食料品の價格の騰貴に伴ひ、假令甘藷の立體増改は漸次着々奏功せり。雖も以て買收價格の遞下を來すことは頗る困難なる状態にして、臺灣糖業か人爲的に於ても爪哇糖業と大なる逕庭あるを知るに足るべく、又廣く世界甘蔗糖業の趨勢より考察すれば、臺灣糖業の現状より將來を推測するに、關稅保護を脱却して外糖と對抗せんには多大の努力を要すべきものあるを思はしむ。

如斯は我國に於て獨り臺灣糖業のみに止まらずと雖も、遙かに爪哇糖業の現状に鑑みて轉々羨望に堪へざる所なり。

第五章 爪哇に於ける糖業機關

爪哇糖業の目醒しき躍進は、干涉時代を離れて自由主義時代となり、從

つて糖業者の奮起自覺を促したるの結果なることは已に説ける所なり。然り而して、爪哇糖業今日の隆盛は啻に天恵によるのみにはあらず、人爲的戮力同心糖業者の努力與つて大なるものあり。斯の如く、協力一致するに至らしめたるには幾多の困難の然らしめたるものにして、艱難遂に彼れを玉になしたるものなり。

其の艱難ごは何ぞや、曰く甜菜糖の補助獎勵による勃興竝に之れか製品を海外市場に投賣の結果、爪哇糖の市價を低落せしめ、經營困難を感せしめしごと。曰く病原不明なるセレー病發生し、爪哇糖業を絶滅せしめんとせしごと之れなり。

甜菜糖の壓迫による砂糖市價の低落は、遂に爪哇糖の生産費切下げに努力を拂はしめ、從つて單位面積の増加を計ることに一致協力學術の力をかりて之れか方法を講ずる必要に迫られたり。特にセレー病の發生は、如何に爪哇糖業を恐怖せしめしやは想像にかたからず。米國領事か、玖瑪糖業

の爲めに祝福せしも之の時なりき。茲に於て、爪哇は同時に二つの大難關に逢着せり。然るに、糖業者は之れか打開策を講せんとして先つ一八九六年會合をなし、製糖業者總シンヂゲートを組織して、政府竝に外部に對して歩調を一にして共同の利益を圖り、一つは、別に研究所組合を組織して學術的應用により恐るへき不明の病因を驅除し、進んで積極的の利益を享有せんとし「スマラン」竝に翌年「パスルアン」に試験場を設置せり。

以上の如き次第なれば、此等二つの機關は別なれども大體に於て同一にして、管理者も亦同一なるに徴するも之れを推知せらる。

(イ) 製糖業者總シンヂゲート

爪哇に於ける製糖業者の政治及經濟上の利益を擁護するものなり。本部を砂糖中心地スラバヤに置き、又會員は島内の製糖業者の大部分を占むるを以て之れか意見は政府に於ても相當重きをなす。本會の維持費は、各工場又は農場に對する、一、七五〇パウ以内の於ける甘蔗耕作地につき、毎パ

ウ毎に一盾二十五仙の賦課による。

當シンヂゲートには三個の機關あり。即ち役員會、會員總會、評議員會之れなり。

評議員は本會の支部とも稱すへき地方部會の會長を以て組織し、評議員會は本シンヂゲートの諮問機關なり。

地方部會は地方行政區域と略同一にして十六部に分たれ、夫々地方的利益を擁護し、各工場の支配人を以て組織され、中央シンヂゲート役員會の指揮を受く。役員會の選舉は、評議員會か一半を選舉し、他の一半は會員總會の選舉による。會長及役員の任期は各二箇年とす。

(ロ) 糖業研究所組合

從來は「スマラン」及「パスルアン」の二箇所にありしか、之をパスルアン一箇所に移せり。爪哇か今日の成功を認めたるは、此の研究所組合の顯著なる效果に歸すと稱して過言なし。其の重なる仕事としては、新品種の發

見、適地適種の選定、耕作法の研究、製糖法の改善及研究、諸參考統計の集成竝に此等の實地指導等なりとす。而して、此等に要する費用として前同様工場又は農場の甘蔗耕作面積一、七五〇パウ以内の面積につき毎パウ當り四盾五十仙、竝に工場團にして顧問を置き、之れに諮問する利益を得んとするものに對しては、更に附加して五十仙を徴收す。斯くて、毎年の總經費は約百二十萬盾内外に上る。

研究所本部と工場及農園との連絡は、團體顧問と稱する組合の吏員をして之れに當らしむ。同顧問は、パスルアンに於ける野外實驗部長の管轄下にありて地方の事務に當り、其の人員は目下總て十一人あり、一人の受持分は十個乃至二十個の工場若くは農園なりとす。

團體顧問は、本部の發表する一切の公文を工場及び農園の支配人に通牒すへき媒介者たるに加へて、品種及び植物の命名竝に普通病害の徴候等の事柄に關しても支配人等に助言を與へ又パスルアンに於て入用なる地方的

報告を蒐集す。

以上の如き仲介機關ありて中央研究所の研究を助成し、且つ之れか實地應用を遺憾なからしむ。

(ハ) 爪哇糖生産者組合

歐洲大戰によりて爪哇糖業は兩極端の影響を被りたり。大戰開始の當初に於ては、歐洲甜菜糖の生産地の戦亂による荒廢のため、甜菜糖の減收によりて爪哇糖の需要を喚起し、相當活氣を呈せしか、一九一六年末に、大戰の擴大と共に船腹缺乏の爲め製品の輸出に困難を來たし、一方各國は相前後して砂糖の管理を實行したるにより、市況次第に悪化し、爪哇に於ては各輸出港に砂糖推積して前途頗る警戒を要するものありしにより、一九一七年六月遂に爪哇糖業聯合會の實現を見るに至りしも、僅かに一箇年にして自然解散する悲運にありき。

然るに一九一八年七月、時の總督は時局の救済を計らんごし、主なる銀

行家、砂糖輸出業者及生産者を召集して、時局救済の前後策を附議する處あり、其の結果、新たなる生産者聯合會を組織し、以つて輸出業者との協同作動により爪哇糖の砂糖貿易を振興せしめんとして砂糖輸出制限令を布き、爾今砂糖の輸出は一切政府の特許を要すること、而して生産者聯合會員外の生産に依る砂糖に對しては特許を與へざることをし、生産者聯合會の成立を強制せり。之の時に當り、和蘭本國に於ても同様の企てありしも、爪哇との完全なる連絡をこの能はず、本國に於ては輸出業者を除外して純生産者のみよりなる聯合會を組織する事に決し、現在の爪哇糖生産者聯合會 V. J. P. (通稱トラスト)の設立を見るに至れり。之れ實に同年八月なり。而るに、爪哇に於ける輸出業者の行動不一致に「アムステルダム」商事會社(略稱 H. V. A)が反對したる理由により、一九一八年十月和蘭政府の旨により輸出業者との關係を斷ち、生産者のみの聯合會とし、本部を本國「アムステルダム」に置き、「スラバヤ」には本部員と同様なる權限

を有する會員の代表者より成る委員を設置して其の實務に當らしむることとし、以て今日に及へり。本組合は、其の目的生産砂糖の共同販賣にあり、生産者か本組合聯合の力によりて被れる利益は莫大なるものにして、一九一八年之れか設立後引續き一九二七年迄繼續する決議をなせるに徴せるも明かなり。

現今爪哇工場數百八十一の内組合に加入せるもの百五十六工場にして、約爪哇生産額の九割を占め、爪哇糖の販賣支配權を掌握して世界に臨み、其の利益を收得しつゝあるを以て、將來に於ても持續するものなりと思推せらる。

(二) 爪哇糖業雇主組合附糖業従業員組合及び工場従業員組合。

已述の諸組合は何れも資本家の利益を増進せんとするものなり。爪哇に於ける資本家の歐人を遇する頗る厚きものあるは、歐人従業員の生活振を見て首肯せらるへし。而して其の待遇は單に物質上に止まらず、従業員の

主腦者たる管理者は廣き權限に於て資本家の委任を受け、其の主張もよく資本家に尊重せらるゝ事實は、臺灣の現狀に比して羨望にたへざるなり。斯く歐人從業員か重んぜらるゝ所以は、彼等か一九〇七年糖業從業員組合を組織して其の地位の向上を計りしに與つて力あるものにして、雇主側もよく此の組合の意見を尊重し、其の待遇の改善に努めつゝあり。其の結果從業員組合の意志を斟酌し、一九二三年一月一日以降は從業員の俸給與規定の制定を見、賞與は其の利益の總額につき一定の歩合を以て分配率を決定し又増給率も決定せり。

反之、土人勞働者に就いては、生活費の低廉なるか故を以て其の待遇に於て何等顧みられざりしかは、一九二〇年以來、勞働者の自覺によりて土人勞働者の一部結束して工場從業員組合を組織し、大いに待遇の改善を高唱し、其の要求の容れられざるや屢々同盟罷業を以て之れに當りしも、其の基礎薄弱なる爲め常に失敗に了れり。

然れども、土人竝に歐人從業者の組合機關組織せられ、此れごの交渉漸次多きを慮り、從來の總シンヂゲートは勞働問題解決に對して適切なる機關にあらざるを知り、一九二〇年別に適切なる新組合の設立を決議するに至りたり。

之れ即ち爪哇糖雇主組合なり。爪哇糖雇主組合は勞働及社會問題を折衝するは勿論、各組員に對して拘束力ある諸種の細則を發布す。以上の如く、爪哇糖業は諸種の自治機關によりて之れか相互助成救援をなし、以つて今日の盛を致し、尙ほ駸々として不斷の發達をなしつゝ、あるものにして、之れか爲めには何等外部より力を副ふることなく蕞爾たる爪哇島をして理想的糖業地たらしめ、産糖量に於てもよく世界第三位の地位を保ち、世界の寶庫たらしめたるは誠に驚嘆に値すると言はざるへからず。

第六章 結 論

以上屢々論述せし如く、現時に於て政廳は爪哇糖業に對して直接之れを助長せしむる如き何等の政策を講し居らず、一に土人保護を直接の目的とし、其の結果か糖業政策に反映するものと視るを適當とするか如きも、其の政策たるや糖業を壓迫するものにあらざるのみならず、寧ろ糖業をして健全なる發達を促さしめつゝありて、誠に巧妙なる政策なりと言はざるべからず。即ち上に述べたる如く、

一、土地を國有として地代の高騰を防止し、以て農産工業の經營を容易ならしむること。

二、土人の食糧問題に立脚して工場を許可制度とし、以て其の濫設を防ぎ、區域を制定して原料の確保を爲さしむること。

三、甘蔗の連續耕作を禁止して(工場設立許可條項に於て)三年目以上の耕作によらざるを餘儀なからしめ、一方最大植付面積を指定し、他面區域内土人所有地の三分の一以上の^地地を禁止して、結局事實上三年輪作を強要

して土人保護の目的を達成し、然かも蔗作の合理的管理をなさしむること等、數へ來らば我臺灣糖業政策に比して實質上之れに優るものあるを看取すべく、加之政廳は他作物に對して之れか改良指導をなさざる結果、米作玉黍作等は實に見るに忍びざる状態にして、如何に最低借地料を制定して土人保護を高唱するも、其の根本に於て救濟せざる限りは名目は兎も角結局は糖業を保護するものにあらざるなきか。

由來爪哇糖業は爪哇を代表する一大産業にして、糖業の盛衰は和蘭本國の興廢に關すと稱して過言にあらざれば、爪哇政廳は之れに對して慎重の考慮を拂ひつゝあるは言を俟たず。されは、曾つて歐洲大戰當時交戰國は砂糖管理を行ひて其の消費を節約し、時局柄船腹缺乏して輸送意の如くならず、爪哇島輸出港に砂糖山積して爪哇糖業破滅の悲運に際會するや、政廳は萬策を講して之れか處分をなし、よく有利に轉回して起死回生以て今日の盛をなすに到らしめたる等、糖業に對する表面と裏面とは大いに味ふ

處多し。況んや爪哇土人の國民性上述の如き次第なるを以て、如何に爪哇糖業か自然人爲兩方面に於て恵まれつゝあるかは羨望に絶へざる處にして、此れに加ふるに糖業者の協力人事をつくして遺憾なく、今後に於ても其の發達那邊に及ふや計り知る處なかるへし。

吾人茲に我か臺灣糖業を顧みて緊禪一番、彼れに倍加する奮勵努力を爲さるへからさることを痛感するものなり。

工場令

爪哇及マヅラの栽培中心區域に於ける土民の經濟的利益を擁護する爲めの規定を含む總督令、(官報一八九九年第二六三號)其後官報一九〇五年第一四八號、一九一一年第八五號、一九一二年第一號、及一九一六年第二六六號を以つて變改。

一八九四年四月九日の總督令(官報第八七號)を撤廢し、又下の諸規定の適用を受くる農園に關する限り、一八三六年二月三日の決議第一一號(官報第一〇號)及び一八六六年三月二十九日の總督令(官報第二七號)の規定を停止して左の通り相定む。

第一條 (一)砂糖又は印度藍を製造する農園にして全部又は一部分土民との土地借入契約又は作物買上契約の基礎に立脚するものは、其の事業の開始に當り内務部長官の許可を要す。

(二)内務部長官か其の經營か全く終絶せりと認めたる砂糖園又は印度藍園を再開するにも、亦同様の許可を要す。

第二條 (一)本令の實施に當り既存する第一條記載の諸農園にして専ら買上に依り獲得したる作物の加工を爲さざりしものに對しては、内務部長官は甘蔗又は印度藍作物の年次總植付面積の最大限度を各別に定むへし。(註一)最大限度は、本令の制定されたる年度、其の前行年及び其後續曆

年を含む三箇年の期間内に於て當該農園が有したる最大の植付面積に従ひて計算さるべきものとす。

(二)一八九四年四月九日付總督令(官報第八七號)の規定に依り與へられたる許可に基き開業したる農園に對しては、其の許可に附帶せる諸條件は猶拘束力を持続す。

(三)第一項記載の時期に於て専ら買上に依りて獲得したる甘蔗又は印度藍作物を加工せる農園は、總督の許可なくして自ら此等の作物を借地に植付くることを得ず。總督は許可の場合同時に年次總植付面積の最大限度を定む可し。

(四)定められたる最大限度以上に植付面積を擴大せんとする場合に於ては、内務部長官の許可を要す。

第二條 既存農園の提出する定められたる最大限度以上の植付面積擴大許可の請願に對しては、請願面積の全部又は一部につき、全部又は一部同一地域又は同一灌溉區域に關係を有する他園の同様なる請願及び第一條記載の新農園事業開始許可の請願に對抗する爲め優先權を與へらるゝことを得。

第三條 (一)第一條に意味する許可には、農園が經營を開始し又は再開するを要する期間並に作物の買上を専らとするものに非らざる場合に於ては甘蔗又は印度藍作物の年次總植付面積の最大限

度を記載すへし。

(二)第二條第四項記載の許可は、植付面積が定めらるべき期間内に於て増加されたる最大限度迄擴張さるへしとの條件の下にのみ之を與ふへし。

(三)第一條及第二條に基き必要とさるゝ許可に對しては、總督は其の望ましと認むる其の他の制限的條件を附帶せしむることを得。

第四條 (一)下の場合に於ては、内務部長官は理由を附したる決議書を以て第一條記載の許可を撤回し又は變改することを得。

イ、許可の日附後一箇年以内に誠實なる事業の着手が爲されざりしとき。

ロ、許可に附帶する條件の一、又は其れ以上か履行されざりしとき。又は充分に履行されざりしとき。

ハ、經營が全く終絶したるとき。

(二)前項(イ)に定められたる期間は、總督に依り延長さるゝことを得。

(三)第一項(ロ)の規定は、第二條記載の許可に對しても同じく拘束力を有す。

第四條 (A)出願に對して許可が拒絶されたる場合又は與へられたる許可が撤回又は變改されたる場合に於ては、利害關係者は三箇月以内に總督の再審を仰ぐことを得。

第四條 (B) 總督は第一條、第二條及び第三條の規定の施行細則を定め、其他第二條第一項記載の規則に準據して本令の實施に當り又は實施後に於て、其經營が一又は其れ以上の隣接農園の經營と合併され又は一時中止されたる農園に對する該規則の適用に就き必要なる規定を與ふへし。

第五條 總督は左記の權能を有す。

イ、土人農業の必要とする灌漑の爲めに、砂糖業又は印度藍業或は其他の農園工業の經營を許さざる地域の指定。

ロ、本令の規定を全部又は一部分、一州又は數州或は又其一部に互り、第一條記載以外の農園にして其事業の經營上土民の耕作地を必要とするものに對して適用せしむる旨の宣言。

第六條 (一) 第一條又は第二條記載の許可に對する條件が履行されざりし場合、或は又本令の規定又は本令に基く規定に違反する行動ありし場合に於ては、第四條第一項(ロ)及び第三項の規定の適要を妨ぐることなく企業者又は管理者を百盾乃至千盾の罰金に處す。

(二) 必要なる許可なくして農園の事業を開始し、又は一旦終絶したる經營を開始したる場合並に事業が許可書に指定されたる土地以外に行はれ、又は許可の撤回に拘らず經營が續行されたる場合に於ては、企業者又は管理者は不法なる開業再始又は續行が行はれたる各日につき五十盾乃至

五百盾の罰金に處せらる。

第七條 本令に意味する全ての企業者は、前掲諸規定の適用に關し自身のみならず其の相續者及び權利獲得者の爲めに當該農園の設置されたる又は設置さるゝ州の州長官事務所に其住所を選定したるものと見做す。

第八條 (一) 本令は爪哇及マヅラにのみ之を適用す。

(二) 但し、下記に對しては之を適用せず。

イ、スラカルタ州及びヂョクヂヤカルタ州に設置されたる農園及び私人に對し所有權又は永小作權が與へられたる土地に於ける農園。但し、當該農園が砂糖又は印度藍製造の爲め上記二州及び所有地又は永小作地の境界以外に横はる土地の借入契約を締結し、又は之に植付られたる甘蔗又は印度藍作物の供給契約を締結する場合は其部分を一個獨立の農園と見做し、本令の規定を適用すへし。

ロ、甚だ小規模なる砂糖又は印度藍農園にして、州長官が本令第一條及び第二條に意味する農園と同一律に取扱ふことを得すと認むるもの。

第九條 本令は「工場令」として引用することを得。

附 則

本令の規定は、其實施に當り一八九五年十一月二十六日の總督令(官報第二四七號)の規定に準據する土地の借入に依り獲得されたる權利を損傷せず。本令は發布の日より之を實施す。

五〇

工場施行細則

一九一二年一月四日の決議第三五號、官報附錄第七五〇號及一九一三年一月二十五日の決議第八一號、官報附錄第七八二六號を以て變改増補されたる一九一〇年七月七日の決議第六四號(官報附錄第七二三八號)。

第一條 (一)一九〇五年二月二十五日の總督令(官報第一四八號)に依り變改増補されたる一八九九年九月二十一日の總督令(官報第二二六三號)第一條記載の許可を得る爲め内務部長官に差出すべき請願書には下記を含むへし。

イ、農園の開設又は再開を欲する土地竝に印度藍農園に關しては酸酵又はコルブ槽を築造し又は再用せんとする場所の明細なる指示。

ロ、全部又は一部分自ら栽培せる甘蔗又は印度藍作物が加工さるゝ場合事業に對して與へらるべき規模の明細。

ハ、請願地面の明瞭なる記述。

ニ、請願者か、其灌溉水に對する必要を充足し得へしと認むる方法の説明。

(二)請願には、土木部長官に宛てたる工場用水の使用許可願竝に該長官か現行法規に基き許可願を裁決するに必要な資料を添付すべきものとす。

(三)請願書は、請願者又は其代理人自身に依り當該農園の横はる州の州長官に對し州廳に於て公の執務時間に提出さるゝことを要す。州長官不在又は故障の場合は州書記官又は之を代理する官吏に提出すへし。

提出されたる願書には直ちに受領の日附及び時間を記録し、猶提出者に對して交附すべき日附ある受領證にも其旨記載すへし。

州長官は請願の趣を迅速に官報及び請願者の負擔を以て爪哇に現るゝ新聞紙の一に發表すへし。第一段に定められたる以外の方法に於て提出され、又は一九〇四年六月一日の總督令(官報第二七四號)竝に一九〇五年六月八日の總督令(官報第三三〇號)の規定に據り第一項に意味する許可の延長か一時閉鎖されたる地方に關し、閉鎖が終了する時期以前に提出されたる請願は之を受理せず。

前段の規定は、特別の場合を除き、内務部長官に依り官報に於て其記載されたる又は將來發表すべき時期迄請願を受理せずと公示されたる地域に關する請願にして其時期以前に提出されたるものに對しても之を適用す。

五一

(三)若し同時に二名以上の希望者が全部又は一部分同一地又は同一灌漑區域に關係を有する請願を提出するため出頭したるときは、其面前に於て第三項第一段記載の官憲に依り定むべき方法を以て抽籤に依り當該請願が如何なる順序に於て受理さるべきやを決すべし。

前段記載の抽籤には、許可が與へられたる場合事業が眞實に遂行さるゝ保證として下記第四段の方法に於て計算されたる金額を國庫に拂込たる證據を提示するものゝみを參加せしむべし。

利害關係者にして之を望む場合は、前段に意味する拂込證の代りに爪哇銀行、蘭領印度割引銀行、蘭領印度商業銀行又は和蘭貿易會社フアクトライの四銀行の一に於ける最高三箇月間の解約通告期限を附する同一金額の國家の名前を以てせる供託證を提出することを得。此場合には、利子は諸掛を除き當該請願者の利益たるべし。

第二段記載の金額は當該農園に對する植付面積最高限度として請願されたる五百平方「ラインラインドルウド」の「バウ」數に五盾を乗したるものとし、又若し請願が全部又は一部分土民との作物買上契約の基礎に立脚する農園の開設に關するときは第一の計算法に従ひ拂込まれ、又は供託さるゝ事を要すべき金額以上及び外に五千盾の定額とす。

下記の場合に於ては、國庫に拂込まれたる金額又は上記諸銀行の一に供託されたる金額は之を拂戻すべし。

イ、請願が裁決を見ざる以前に撤回され又は請願者の死亡に依り消滅したる場合。

ロ、請願が拒絶されたる場合。

ハ、農園が許可に附帶する條件に従ひ開拓されたる事が判明したる場合或は又それ以前に於ても内務部長官が満足する程度に於て許可の實行が眞面目に着手されたる事が實證され得る場合。

若し許可か、請願されたるよりも僅少なる年次總植付面積最大限度を附して與へられたる時は、請願及び許可最大限度面積に従ひ計算さるゝ保證金の差額は之を拂戻す可し。

抽籤の結果につきては調査を作成し、猶前項第二段に指令されたる受領證にも該結果を記載すべし。

(四)州長官は、出來得る限り速に當該地に於ける該當農園の開設經營に對し隣接地に對する火災の危險に鑑み、又は衛生上或は其他の地方的利害に關連して支障無きや、支障ある場合には書類に拒絶の提案を附して直ちに之を内務部長官に提供すべく又若し土民の經濟的利害が許可下附に反對せざるやを調査せしむべし。

調査の際は、請願に對し第三者に依り持込まれたる苦情をも考慮すべし。

(五)調査の結果及び持込まれたる苦情は、州長官に依り内務部長官に通達さるべし。

内務部長官は、州長官に對し諸種の苦情につきて請願者を審問して其願請を變改するの機會を與へ、又請願者か之を欲する場合には、州長官と土木部長官との協議の上指定すべき専門家に依る再調査を行はしむる事を命ずることを得。

再調査の費用は請願者の負擔とし、請願者は之を要求するゝ場合豫め内務部長官の定むべき金額を國庫に拂込むべし。清算は調査終了後之を行ふ。

(六)内務部長官は許可を與ふるに先立ち土木部長官と協議する事を要し、意見の一致を見ざる場合は總督の裁決を仰ぐべし。

上段の規定は、既に與へられたる許可の變改に際してもそれか土民の灌漑上の利害に關係する限り之を適用す。

(七)許可の授與又は拒絕は、工場令第四條に基くその撤回又は變改と同しく内務部長官に依り官報に掲載さるべし。後三者の場合に於ては其理由を附記す。

第二條 工場令第二條第三項及第四項に指令されたる許可を獲得する爲めの請願及之に關連して行ふべき調査並に與へられたる決議に對しては、必要なる斟酌の下に第一條の規定を適用す。

第三條 (一)一農園の經營か一又は夫れ以上の隣接農園の經營と合併されたる場合に於ては、當該諸農園の甘蔗又は印度藍作物年次總植付面積の最大限度を以て合併經營に對する最大限度とす。

す。

(二)經營の合併か終止したる時は若し合併か工場令第二條第一項に基つく一九〇一年六月十九日第四號の決議(官報附録第五六一〇號)第一條に依る最大限度確定以前に行はれたるものなる場合に於ては、其要請ある場合利害關係者の希望に従ひ内務部長官は從來の共同最大限度の範圍に於て當該諸農園に對し各別に年次總植付面積最大限度を定むべし。

其他の場合に於ては、各農園は以前その年次總植付に就き確定されたる最大限度を再得す。但し之に關し利害關係者に依り内務部長官の認可を保留し相互に他の處置が採られたる場合は此限りに非ず。

第四條 (一)農園の經營か一時停止さるゝ場合に於ては、其農園に對し確定されたる年次總植付面積最大限度は當分效力を持続す。

(二)管理者の文書を以てする通知に依り、一時的停止の始まる年をも含み五歴年以内に其經營が内務部長官の満足する程度に再始されざる事分明する時は、當該農園の年次總植付面積に對して確定されたる最大限度は其效力を消滅し、當該農園は其經營を全く終絶したる者と見做さるべし。

製糖工場設立許可條件雛形

五六

- 一、本許可條項は、利害關係者の請願に依り土木部長官に於て本許可書に基きて設立さるべき工場の營業に必要な水の使用許可を與へたる後に非されは之を用ふることを得ず。
- 二、土人よりの借地に於ける年次植付面積は、……「バウ」を越ゆることを得ず。而して其の境界線は下の如し。
- 三、新設さるべき工場は、本許可書日附後三箇年以内に上記(一)記載最大面積の植付甘蔗を相當の期間内に加工し得る能力を有する蒸氣又は電氣に依て運轉さるる機械を据付くることを要す。同時に新園は、土人よりの借地に於て少く共……「バウ」に互る前年度植付の甘蔗面積を有せざるへからず。
- 四、上記(一)記載作業地の中州長官の指定すべき部分に於ては、灌漑事務局の指定に従ひ州長官の満足する程度に於て砂糖園の負擔に依り第……區灌漑事務局長に於て砂糖園開設の爲め必要を生したりと認むる一時又は永久的村落土木工事の改善か竣成したる後に非らされは之に甘蔗を植付くることを得ず。
- 五、a、新園は(一)記載地域以外の土人の土地より來る甘蔗を加工することを得ず。

五、b新園は、一九……年より以後(一)記載地域以外の土人の土地より來る甘蔗を加工することを得ず。

五、c新園は、(一)記載地域以外の土人の土地より來る甘蔗を加工することを得ず。但し、特別の場合州長官に於て一時的に(其の都度一製糖期間を超えざる範圍に於て)之を許可したる場合は此の限りに非ず。

六、新園は、前年度に甘蔗の耕作を見たる土人よりの借地に於ては甘蔗を植付くることを得ず。

七、地方長官の指定すべき道路に於ては、新園に依る又は新園の爲めに行はるる甘蔗、砂糖又は糖蜜の運搬は全て狹軌鐵道を (Decauville spoor) 以て行はるることを要し、尙地方長官の要求ある場合は當該道路並に其の附屬工作物は新園の費用に依り擴張さるることを要す。

八、新園は、州長官に於て土民の利益を損傷することなく行はれ得と認めらるる以上に灌漑水を使用することを得ず。

州長官は其の必要と認むる場合に於ては、新園の全植付面積に對し新園の費用を以て灌漑水分配監督の人員を任命せしめ、且つ之に要する水門を設置せしむるの權能を有す。之に關する經費は其の都度地方長官の通告後十四日以内に新園に依て支拂はるることを要す。

九、新園の甘蔗植付及び土人の農業に要する灌漑水の使用に關して惹起せる全ての爭議は州長官の

五七

裁定に委ねらるべきものとす。州長官の裁定に對しては抗告を許さず。

十、新園は、政府に依て命せられたる治水工事の建設、變改又は修繕の結果として蒙むれる損害に對しては如何なる形式に於ても損害賠償を要求する權利なきものとす。

十一、工場建築敷地の撰定は、官報附録第七二三八號に掲載されたる工場令(官報一八九九年第二六三號、一九〇五年第一四八號及一九一一年第八五號)施行細則第一條第四項記載の條件に關連し、豫め……の理事官に依て認めらるゝことを要す。

十二、新園の甘蔗植付用になさるゝ土人所有地の借入は、當該地が甘蔗植付に前行する「ウエストモンスーン」に於て土人に依り稻作の爲め使用し得らるゝ條件竝に新園は、其の形式の如何を問はず、直接又は間接に上記の稻作を防止し又は妨害するか如き壓迫を加へざる條件の下に行はるゝことを要す。

借 地 令

非土人に對する土人の土地賃貸に關する規則の變改増補(官報一九一八年第八八號)其後官報一九一八年第二一四號及一九一九年第一二四號を以て變改。一八七〇年七月二十日付勅令第一五號(印度官報第一一八號)第五條に基づき制定されたる非土人に對する土人の土地賃貸に關する規定の變改増補を必要と認め、印度統治令第二十條、第二十九條、第三十一條、第三十三條及び第六十二條に鑑み、

一九〇〇年八月二十七日の總督令(官報第二四〇號)を撤廢し、非土人に對する土人の土地賃貸又は使用許容は、下の規定に従ふ可きものと相定む。

第一條 非土人に依る土民占有地の使用

(一)非土人に依る土人又は土民團體が一八七〇年四月九日の法律(印度官報第五五號)第四規定記載の所有權を行使し、又は土人占有權或は又土人使用權を行使する土地の一時的享有は、本令の規定に基づき確證されたる借地契約に據りてのみ獲得され得べし。

(二)總督は、本條第一項の規則に對し除外例を許す可き場合を定むる事を得。

第二條 民法の適用及住所の撰定

- (一) 第一條記載の借地契約は、本令に反對の規定無き限り蘭領印度民法の規定に支配さるへし。
- (二) 右の契約に關しては、當事者は借地の横はる區の地方長官役所に其住所を選定したるものと見做す。

第三條 借地契約の方式

- (一) 借地契約は、第四項の規定を保留しその存在が總督の定むべき方式を以て、當該州長官の指定せる内務官吏の面前に於て作成されたる證書に依り明示さるゝに非されは法律上の效力を有せず。該内務官吏はその管轄區域に従ひ、地方長官の一般的監督及び責任の下に此職務を行ふへし。
- (二) 貸借證書は、土地が耕作され始む可き、又は土地が栽培の目的に充當されざる場合に於ては使用され始む可き歷年に前行する第十五箇月目又は借地契約か第八條記載の場合に該當する時は第三十箇月目の始まる以前に作成さるゝ事を得す。
- 若し借入か、其灌溉か全部又は一部分借地人自身の費用を以て負擔すへき工事に依り改善さるゝ土地に關する時は、總督は借地契約か第八條の規定に準據して締結さる限り上段記載期限以前に貸借證書を作成する事を許可することを得。
- (三) 證書の作成を擔任する官吏は、此職務の行使に關しては公證官吏 (Openbare ambtenaar) とす。

- (四) 當該州長官の指定せる其州の部分に於て一箇年以内又は一收穫年以内に互つて締結さるゝ借地契約は、定期に分割さるゝ土地又は循環的分前を以て有權者に使用せられつゝある村有地以外の土地に關する限り本條第一項規定以外の方法に於ても有効に締結され得へし。如上の貸借契約に就き、借地人は第九條記載の確證を得むか爲め第三條第一項の規定に基づき指定されたる官吏を経由し、總督の定むべき方式及び方法に従ひ第九條第一項記載の官吏に對し之を申告すへし。
- (五) 前項記載の貸借契約は、その關係する貸借期間の開始する歷年に前行する第十五箇月目の開始以前に締結さるゝ事を得す。

第四條 貸借期間の最長限度

- (一) 貸借期間は、左記を以て最長限度とす。
 - イ、公地 (ambtsevelen) に對しては一箇年又は一收穫年。
 - ロ、公地に非ざる水田に對しては三箇年半。
 - ハ、公地に非ざる乾地に對しては十二箇年。
 - ニ、(イ)(ロ)及び(ハ)記載の土地に對して耐久的鐵路、道路又は水道敷設に必要なものに對しては二十五箇年。

(二)水田は第八條の規定を準守し—公地に關しては總督の指定する地方に於ける水田のみ—第一項(イ)及び(ロ)記載の期間以上に互つても最高二十一箇年半の範圍に於て借入れらるゝ事を得。

(三)總督は左記の權能を有す

イ、そか他の目的の爲めにも交互に使用さるゝと否とを問はず、煙草の耕作に對して五箇年以上の土地賃貸を許すべき地方の指定。

ロ、若干州又は其特定部分に於て、本條第一項(イ)及び(ロ)記載の土地を煙草耕作の爲め第八條の規定を適用する事なく最高十二箇年に互る賃借又は本項(イ)の規定が既に適用されたる場合に於ては最高五箇年に互る賃借の許可。

(四)本條第一項の規定を適用するに當り不充分なる灌溉又は地味の貧弱に依り、地方長官の判斷に於て乾地と同一視すべき土地は、水田に非ずして乾地と見做さるへし。

土地か水田と見做さるへきや又は乾地と見做さるへきやに就き疑義ある場合は、地方長官の裁斷に従ふ可きものとす。

第五條 村落賃貸及禁制の借地契約

(一)土民村落に依る其所屬地の賃貸は左記の場合に於てのみ行はるゝ事を得。

イ、地方的制度慣習に基き、定期分割又は循環的分前の有権者が使用しつゝある土地に於ては、

當該地の使用に對する有権者全部の多數が賃貸に同意し又之に同意せざる有権者の爲め使用中の土地と同一又は同價値の面積ある土地か賃貸より除外されたる事明かなる場合。

ロ、地方的制度慣習に基つき、有権者が使用するそれに屬せざる土地に於ては、村長の選舉に與り得る住民の多數が賃貸に同意せる事明かなる場合。

ハ、公地として別離されたる土地に於ては、采地土侯 (*Seapamgosedan*) が賃貸に同意せる事明かなる場合。

(二)珈琲の栽培されたる土地又は村落共有牧地は、村落に依つても又有権者に依つても賃貸さるゝ事を得す。

第六條 其行使する使用權の期間よりも長きに互る共有地の分前及び公地の賃貸

(一)共有地の使用權所有者は、其分前を其權利の行使期間以上に互つて賃貸する事を得、但し契約に就ては第三條第一項記載證書の作成を要し、又該證書の作成前又は作成に當り、土地使用權所有者全部の少く共三分の一か賃貸に反對せざりし事を要す。

但し定期に分割され又は循環的分前を以て占有さるゝ共有地の使用權所有者は、其分前を三箇年半以上に互つて賃貸する事を得す。

(二)前項第一段の規定は、其公地を賃貸する采地土侯に對しても之を適用す。但し、此等の土地に對しては、村長は土人村落を代表して企畫されたる賃貸に抗議する事を得。

上記の土地は、最高一箇年又は一收穫年に互つて賃貸さるゝ事を得へし。

(三)借地契約に關し第三條第一項記載の證書が作成されたりし場合に於て、共有地の使用權所有者又は采地土侯が貸借期間の進行中に如上の土地に對する其權利を失ひ、且同時にその土地が既に借地人に依り耕作され居る時は、借地人は其土地を貸借期間の範圍内に於てその作物が收穫さるゝ迄使用するの權利を有す

第七條 前 拂。

(一)二箇年以内に互る土地の賃貸に於ては、借地料の前拂は、土地が耕作され始め又は土地が栽培の目的に充當されざる場合に於ては、使用され始むる歷年に前行する第十五箇月目の開始以前に行はるゝ事を得す。

(二)第四條第三項(ロ)の規定に關連し、最高第一項(ロ)(ハ)及び(ニ)記載の期間に互る賃貸に於ては、借地料の前拂は一箇年又は一收穫年の期間以上に互つて行はるゝを得す。又各年又は各收穫年に對する應分額以上に上るを得す。尙前拂はその關係する歷年に前行する第十五箇月目の開始以前に行はるゝ事を得す。

(三)上記に抵觸する支拂又は給與は無効とし其の返還を要求するを許さす。

第八條 長期の借地契約

(一)第四條第二項記載の方法即ち第一項(イ)(ロ)及(ニ)記載以外の期間に互る水田の賃貸に際しては、第四條第三項(ロ)の規定に關連して下の特別規定を適用す。

イ、貸借期間が六箇年以上に達するときは、最初の六箇年を除き最高二箇年を経過する毎に借地は其都度少く共一ウエスト、モンスーン期間中貸手の處分に委ぬるを要す。

ロ、借地料は、總督の定む可き規則に従ひ、出來得る限り少く共五箇年毎に其都度確定さるべき最低限度よりも低き事を得す。

ハ、上記最低限度の變改は(ロ)記載の新期間開始に當り借地人に依つて使用され且つ借地人に依つて他人と交互に植付らるゝ土地に對しては、次の使用期間に對して初めて之を適用すべし。

ニ、(ロ)記載借地料の支拂は、該規定に據り確定されたる最低限度の改正に依り懸隔を生じた場合を除き、貸借期間の各年又は各收穫年共同額で、每收穫年に對する支拂は當該使用期間の開始後、及年次の支拂に於ては、各年の經過中に初めて行はる可きものとす。

ホ、借地料の前拂又は以前爲されたる支拂との交互清算は之を禁止す。

へ、(ホ)の規定は、本令實施前に法律上有効に行はれたる借地料前拂金の交互清算に關する限り之を是に適用せず。

ト、第七條第三項の規定は、上記に對しても同しく效力を有す。

(二)前項の規定に基き、土地を借入れたる農園の権利か移轉する場合に於ては、移轉に際し反對の契約か行はれざりし限り其土地の貸借は貸手の協力を俟たずして新企業者に移轉すへし。但し、新企業者か借地權を譲り受くる場合に於ては、譲り受けたる借地に關する限り第九條第一項記載官吏の面前に於て之に關して作成さる可き調書に署名する事に依り、貸借契約に基く借地人の義務を明瞭に引受くる事を要す。移轉後の借地料支拂に就ては、舊及新借地人は各別に責任を有す。

第九條 借地契約の確證

(一)借地契約は、第七條記載の借地料前拂の權能を除き、當該貸借證書の裏面に認めらるゝ覺書か地方長官に依り又は其爲め州長官の指定する他の行政官吏に依り確證されたる後に非らざれば之を實行する事を得す。確證の際には之に關し州長官の與ふる事あるへき令指を遵守すへし。

(二)確證は、第十條記載の理由を以てのみ拒絶さるへし。

(三)確證拒絶の場合に於ては、借地人はその裁決日附後十四日以内に第一項記載官吏を経由して

州長官に上訴する事を得。州長官は最終審として之を裁決し、又破棄に際しては、確證抗か告されたる理由以外の理由を以て拒絶されざる可らざりし事判明するときは、第一項記載の官吏に對し改めて新理由を以て拒絶すべき事を命し得へし。

(四)前項記載の限期か借地人に依り利用さるゝ事なくして經過したるか又は其上訴か却下されたる場合に於ては、貸手は再び其土地を處分し、借地人はその有効に行ひたる前拂金の返却を要求する事を得。

第十條 確證の拒絶理由

左記の場合に於ては借地契約の確證は拒絶さるへし。

イ、貸借證書又は第三條第四項記載の場合に於て貸借申告の方式か規定されたる方式に反するとき、竝に契約か本令の規定又は他の法規に抵觸する場合。

ロ、確證を擔任する官吏に、貸手か土地の有權者に非す又第三條第一項記載の證書に記述されたる條件を以つて土地を賃貸することを有權者から許可され居らざるか、或は又如上の證書か上記官吏の認むる以外の方法を以つて作成されたること判明したる場合。

ハ、契約に關し第三條第一項記載の證書か作成されざりし場合に於て(ロ)記載の官吏に當事者間に意志の一致なく、又は貸手か契約を締結する資格又は能力なかりしか、若くは土地か同

一、期間又は其一部分に互り既に他人に對し適法に賃貸されたる事分明せる場合。

ニ、第三條第一項記載の證書が作成されたる確證、借地契約に依り、土地が全部又は一部分同一期間又は其一部分に互つて既に賃貸されたる場合。

ホ、(ロ)記載の官吏に、貸手が強制、詐偽又は錯誤に依り賃貸に同意したる事分明したる場合。

ヘ、(ロ)記載の官吏に、貸手が借地人又は之と連絡ある第三者の協力に依り、土地の處分權又はその共有權を自ら獲得したる事分明せる場合。

ト、一村落地域に屬する水田又は乾耕地の見積三分の一以上か、ウエストモンスーンの全期間又はその部分中土民に依り農業の爲め使用され得ず、其結果土民の利益が損傷さるゝ虞れある場合。

チ、借地契約が左記を含む場合。

一、再借入、又は貸借期間終了後貸借延長に關する條款。

二、貸借期間中に於ける土地の耕作又は作物の供給を目的とする條款。

三、直接又は間接に證書中に記載されたるもの以外の土地の賃貸に關する條款又は貸借期間終了後、該終了の際残存する作物を收穫するに必要な最高三箇月以上の期間に互り該契約に含まれたる土地の使用に關する條款。

但し第二號の規定は、煙草耕作に充當さるゝ土地に關する借地契約に對しては之を適用せず。

リ、當該行政官吏に與へらる可き指令に準據し、借地契約が國家の利害に鑑みて望ましからざると認めらるゝ場合。

第十一條 土地の引渡

(一)土地の引渡は、之が爲めに爲さるゝ貸手の行動如何に拘らず貸借開始の日又は確證が後れて與へられたるときは確證の日に行はれたるものと見做さるへし。

(二)土地は、之が爲めに爲さるゝ借地人の行動如何に拘らず、貸借の終了する日に還付されたるものと見做さるへし。

第十二條 借地人の特別義務

借地人は左記の義務を有す。

イ、土人村落以外のものより賃借されたる公地が同しく公地として他人に移轉する場合に於ては、貸借期間の終了前に損害賠償を支拂ふ事。賠償は土地の一次的喪失の期間に互つて計算されたる借地料を以てすへし。

ロ、賃借地にある境界標識を地方長官の満足する程度に保存する事。上記の義務が履行されざ

る場合は、地方長官は借地人の費用を以て當該標識の修繕及び維持を爲すことを得。

ハ、豫知され得たると得ざりしとを問はず、全ての偶發的事變に依る被害は自己の負擔とす。

但し貸借契約書中に明瞭に反對の規定ある場合は此限りに非らず。

第十三條 貨幣を以てする租税の納付及び勞役の提供に關する義務は、地方的慣習に従ひ土地の有権者として責任あるものゝ負擔としてとす。但し兩當事者は借地契約に於て上記義務の遂行に關し相互の内約を定むる機能を有す。

第十四條 施行細則の制定

總督は、第三條及び第九條の施行に關し必要なる細則を制定すへし。

第十五條 罰則

(一) 第一條の規定に違反して土地を使用し又は自己の爲め使用せしむる非土人竝に第八條第一項(イ)の規定に違反して行動する借地人は、最高百盾の罰金に處す。

(二) 有罪の判決に於ては、不法に使用されたる地上に存する財物は被告又は其爲めに被告か土地を使用し又は使用せしめたる者の所有物たる限り、全部又は一部分の沒收を宣言さるゝ事を得。

(三) 第一項の處罰事實は違反と見做す。

第十六條 本令に云ふ土人中には、之と同待遇者を含ます。

第十七條 適用範圍

(一) 本令は爪哇及マヅラにのみ之を適用す。但し土人王領地及私有地を除く。

(二) 本令は「借地令」として引用する事を得。

補則

(一) その證書か本令の實施前に提出されたる借地契約は、實施後に於ても尙一九〇〇年八月二十七日付總督付(官報第二四〇號)の規定に準據して確證さるゝ事を得。

(二) 第十五條の罰則は、第一項記載の總督令に準據して確證されたる契約に基き又は上記總督令第六條記載の權能附與に依り土地を使用し或は自己の爲め使用せしむる非土人に對しては之を適用せず。

第二、本令は州別及び必要なる範圍内に於て郡別に總督の定むべき期日より之を實施す。

最低借地料規定

一九一八年二月十五日の總督決議第六八號(官報附錄第九〇三〇號を以て制定)

第一條 (一) 借地令(法令一九一八年第八八號)第八條第一項(ロ)記載最低借地料の確定は、土地の賃貸價值に従ひ土地の横はる當該州長官に依て行はるべきものとす。

(二)上記の確定は、州長官に依つて利害關係者か之を希望せりと認めたる時期に行はるゝものとす。

第二條 貸賃價值を定むるに當つてはウエストモンスーン及ヒイーストモンスーン間に區別を設け、更に地租令(官報一九〇七年第二七七號、一九〇九年第二〇八號、五九一號及ヒ一九一二年第六〇五號参照)第五條第一項記載水田郡別表を使用すへし。且つ同一の郡グループに屬する水田の貸賃價值は同一金額に確定さるへし。

第三號 (一)同一の郡グループに屬する水田のバウ當りの貸賃價值は、ウエストモンスーンに對しては當該水田のバウ當りの乾燥粃平均總收穫より收穫勞銀として其六分の一竝に左記を控除したる殘量の貨幣價值とす。

イ、乾燥粃の上記總收穫か、二十六擔以上なるときは十一擔。

ロ、該總收穫か二十六擔以下なるときは殘量の半分。

(二)同一郡グループに屬する水田の平均總收穫は州長官に依り之に關する地租資料に從て確定され、該資料の不完全なるグループに對しては他種の資料を以て補充したる上類推算出さるへし。上記平均總收穫の貨幣價值は、上記長官に依り地租令第六條第三項の規定を遵守して確定されたる粃の平均市價に從て定めらるへし。算定の結果盾未滿の端數を生ずるときは全て一盾として繰

上くへし。

(三)同一郡グループに屬する水田の大部分かウエストモンスーンに於て米作されるときは、貸賃價值の確定は第四條第一項指示の方法を以て行はるへし。

第四條 (一)同一郡グループに屬する水田の貸賃價值は、イーストモンスーンに對しては出來得る限り同期間中普通の状態に於て小作 (Deelhout) に依り獲得され得へき小作料を顧慮しバウ當り最低五盾最高二十五盾の金額に定め、全て五盾の倍數とすへし。同一郡グループに屬する水田かイーストモンスーンに於て全然耕作されざるを常とするときは、該モンスーンに對する貸賃價值はバウ當り二盾五十仙とす。

(二)同一郡グループに屬する水田の大部分かイーストモンスーンに於て米作さるゝ場合に於ては、平均總收穫に關し信頼すへき資料の獲得か可能なる限り貸賃價值の限定は第三條第一項及ヒ第二項指示の方法に於て行はるゝ事を得。

第五條 (一)最低借地料は第二條記載郡グループの各グループ別、竝にウエスト及ヒイーストモンスーン別に確定さるへし。

(二)貸借契約書に於て水田かウエスト又はイーストモンスーンの一部に互り借地人に依り使用さるへき事か約定され居る時は、借地人は當該モンスーンに對し確定されたる最低借地料の全額を

支拂ふべき義務を有す。但し該使用が同時に前行又は後續モンズーンに關係し、而して借地令第五條第一項記載借地契約確證擔任官吏の判斷に於て該モンズーンの一部に對する該使用が、該モンズーン中同一郡グループに屬する土地に生として栽培さるゝ作物の豊凶如何に差したる影響を及ぼすものに非ずとさるゝ場合に限る。後者の場合に於ては當該部分は計算外とす。

第六條 (一)同一郡グループに屬する水田のバウ當り最低借地料は、第七條に規定する場合を除きウエストモンズーン期に於ては第三條及びイーストモンズーン期に於ては第四條記載貸賃價値の金額に定めらるへし。

(二)土地の返付に際し貸手に多大の勞働を要せしむるか如き作物栽培の爲めに土地が賃借さるゝ場合に於ては、最低借地料は該損害を補償する爲めバウ當り最高十五盾増加され、且つ土地は之が爲め其状態に従ひ必要な場合等級別さるゝ事を得。

第七條 州長官に於て、一又は多數の郡グループの水田若しくは一郡グループの水田の一部の貸賃價値が前條第一項の規定を遵守して計算されたる最低借地料よりも高きか又は低き事が判明したるときは、最低借地料は内務部長官の認可を得たる後前條第二項記載の増加さるゝ場合を除き、出來得る限り眞實の貸賃價値と見らるへき金額に基きてより高き又はより低き額に定めらるへし。

第八條 (一)第六條記載の最低借地料を確定する以前に、利害關係者をして一箇月の期間中州長官

及び區長官事務所に於て漸定最低借地料表を閲覽せしめ、之に對し理由を附せる抗議書を上記長官の一に提出する機會を與ふへし。

(二)地方長官はその受領せる抗議書に關し必要なる場合には綿密なる調査を行ひたる後、助言を附し之を迅速に州長官宛回送すへし。

(三)利害關係者に對し第一項記載漸定最低借地料閲覽の機會を與ふる期間は、ジャバセクラント及少く共地方新聞の一に告示さるへし。

第九條 (一)州長官にして前條記載抗議書中の苦情を直ちに聽許すへからすと認むる限り、同長官は其指定する地方的委員會をして當該苦情を調査批判せしむへし。

委員會は、當該地方長官、當該レヘント又は他の位を有する最高土人行政長官及び其他必要と認めらるゝ歐人及び土人官吏、竝に若し可能なる場合は州長官に依り其の全部又は一部分が土民との土地借入契約に基きて事業を爲す當該區又は隣接區に横はる農園の管理者及び従業員及び可能なる限り土人農業者中より指名さるゝ若干の非官吏委員より成るへし。

(二)區長官は委員長となり且つ委員會書記を指定すへし。

(三)委員會の職制は、必要な場合州長官に依り規定さるへし。

(四)委員會は利害關係者に對し其苦情に關して更に口頭を以て説明し又は説明せしむるの機會を

與へ、意見を州長官に提出すへし。委員の意見が一致せざるときは、意見の相違する全ての委員は其意見を各別に提出すへし。

(五)提出されたる抗議書が州長官に依り聽許されるときは、拒絶は理由を附せる決議書を以て行はれ、其寫一通は内務部長官に送達さるへし。

第十條 (一)州長官にして第六條記載最低借地料の漸定以前若しくは該漸定に對し提出されたる抗議書に關して第七條の規定を適用する理由あるへしと思考するときは、同長官は第九條所掲の委員會をして成規の調査を行はしめ又必要な資料を蒐集せしむへし。委員會は同時に之に關する意見を提出し、竝に必要な場合には算定又は漸定最低借地料の修正案を説明書と共に提出すへきものとす。但し最後の場合に於ては利害關係者に對しては委員會の意見を聽取せしめ之に對し抗議を申込みの機會を與ふへし。

(二)州長官にして第九條第四項記載の意見に基きて初めて前項記載の意見を抱くに至りたるときは、同長官は更に第九條記載委員會の助言を聽取し、若し委員會かその必要を認むるときは之に對し前項未段指示の方法に於て修正案を提出すへき事を命すへし。

第十一條 州長官にして第十條記載の助言を聽取したる後第七條の規定を適用する理由ありと認むる時は、同長官は第七條記載の認可を得る爲め、該助言及び提案説明書を内務部長官に送附すへし。

し。

第十二條 (一)最低借地料の確定を見たるときは、州長官は直ちに之をジャバセクラント及少く共地方新聞の一に告示すべし。告示には、日曜祭日を除き利害關係者は毎日普通の執務時間中州長官及當該區長官事務所に於て之を閲覽し得る旨附記すへし。

(二)當該調書の確證ある謄本又は抄本は、利害關係者の要請ある場合無料にて交附すへし。

第十三條 (一)最低借地料は五箇年毎に其都度確定さるへし。但し一郡又は數郡に於て地租査定修正されるときは、最低借地料も出來得る限り速に修正さるゝ事を要す。

州長官は、特別の場合に於ては上記期間を延長するの權能を有す。

(二)新最低借地料の確定に當りか支拂はるへき借地料が改正さるゝ場合に於ては、區方長官は當該借地人及び當該村長に對し彼の署名せる各村落の借地料表を交附すへし。表中には水田貸手の爲め各貸手が新时期に於て入手すべき借地料の全額を記載すへし。

4190
45

47660

昭和三年三月二十五日印刷
昭和三年三月三十一日發行

定價金五拾錢(送料共)

不許複製

著者	臺灣總督官房調查課
發行者	臺北市東門町百五十八番地 伊藤憐之助
印刷人	臺北市建成町四丁目一番地 藤川類藏
印刷所	臺北市建成町四丁目一番地 盛進商行印刷部

發行所

臺灣總督府內
南洋協會臺灣支部
(構內電話八九番)



終

